

## 省エネコミュニケーション・ランキング制度について

環境ユニット省エネルギーグループ 研究主幹  
竹村 和久

### 1. はじめに

省エネコミュニケーション・ランキング制度とは、経済産業省が設置した「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」での議論を踏まえ、電力・ガス会社による省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度を調査し、取組状況を評価・公表するものである。2021 年度に試行的に導入され、2022 年度に正式に導入することとなった。

消費者にエネルギー使用状況等の情報提供を行うことで行動変容を促し省エネルギー効果が得られることに関して、米国等の諸外国では、大規模な実証実験によりその効果が示されている<sup>1</sup>。また、エネルギー供給事業者が需要家に対して、省エネ情報を提供すること等により、電力やガス販売の年間販売の数パーセントを節減する規制が導入されており、効果を上げている。日本でも、2015 年度に実施された「エネルギー使用状況等の情報提供による家庭の省エネルギー行動変容促進効果に関する調査」で省エネ効果があるとの結果を得ている。<sup>2</sup>

ランキングは、エネルギー種ごとに評価される。一般消費者が電力・ガス会社を選択する際の参考にするとともに、提供された省エネ情報を基に一層省エネに取り組むことを目的としている。また、電力・ガス会社による更なる情報提供を促すことを狙う。

もとより省エネ法では、エネルギー供給事業者に対して、一般消費者の省エネに資する情報提供に関する努力義務を規定し、その具体的内容は「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針（平成 18 年経済産業省告示第 235 号。以下「指針」という。）」において次のことが規定されている。

- エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、『一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報』について、提供しよう努めなければならない。
- エネルギー供給事業者のうち、エネルギー種別の小売契約件数が 30 万件を超える事業者は、『一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況』を毎年公表しよう努めなければならない。

本制度では、「エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会」（以下「委員会」という。）が運営を担い、評価項目の検討・見直し、報告様式の作成・送付・回収、採点、結果公表等を行う。委員会は、原則、非公開で開催し、主な議論の内容は検討会に報告を行う。状況に応じて前後する可能性があるが、本制度の運用に関する年間スケジュールは以下のとおりである。

7 月末：エネルギー供給事業者は省エネ法に基づく定期報告書を国に提出。（報告義務がない 1,500kl 未満（原油換算、年度当たり）のエネルギーを使用しているエネルギー供給事業者も、自主的に報告を行う場合は経済産業省が別途作成している様式を使用して国に提出。）

夏 頃：委員会事務局において定期報告書の内容を確認・集計。

秋 頃：委員会を開催し、各事業者の評価結果を審議・確定。

：資源エネルギー庁のホームページに評価結果を公表。

冬 頃：必要に応じて、検討会を開催し、次年度の本制度の運用や当該年度の評価結果を踏まえ、指針・ガイドラインの見直しに関する議論を実施。

<sup>1</sup> Allcott, H. (2011). "Social Norms and Energy Conservation," *Journal of Public Economics* 95, pp. 1082–1095.

<sup>2</sup> <https://www.jyuri.co.jp/81/>

年度末：必要に応じて、指針・ガイドラインの改正を実施。

## 2. 評価方法

本制度の評価項目及び配点は以下に示すとおりであり、電力・都市ガス・LP ガスの小売事業者による省エネに関する情報・サービス提供の充実度が「提供内容」と「提供方法」の観点から評価される。なお、毎年度の事業者による情報提供の実施状況を踏まえ、評価項目の追加や現行の加点項目の基礎点項目への移行といった見直しを適宜行うことになっている。

評価は、獲得した点数に応じて星（★）の数を用いて 5 段階で行われる。（合計点数が総得点の 90%以上で ★ 5つ、10%未満でランク外（★なし））

- (1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報[15 点]
- (2)一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報[15 点]
- (3)エネルギーを消費する機械器具の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等[15 点]
- (4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具（省エネ設備）につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報[15 点]
- (5)他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報[15 点]
- (6) (1)～(5)に掲げる情報を集約<sup>3</sup>した上で一般消費者への提供[15 点]
- (7)時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量が見える化した情報[4 点（集約ありは 5 点）]
- (8)電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報 [4 点（集約ありは 5 点）] ※

### 小売電気事業者のみ

- (9)供給する電気の電源構成に関する情報 [4 点（集約ありは 5 点）] ※小売電気事業者のみ
- (10)その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供[5 点]
- (11)省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供[5 点]
- (12)顧客属性を基にした情報提供方法的工夫[5 点]
- (13)提供する情報の閲覧率を高める工夫[10 点]
- (14)提供する情報の閲覧率の測定[5 点]
- (15)その他提供方法に関する創意工夫[5 点]

## 3. 評価結果の公表

本制度による各事業者の評価結果は資源エネルギー庁ホームページで公表される。電気の小売供給契約の件数が 30 万件を超える事業者、ガスの小売供給契約の件数が 30 万件を超える事業者、液化石油ガスの販売契約の件数が 30 万件を超える事業者が★ 3 以上獲得した場合に評価結果を資源エネルギー庁のホームページで公表される。一方で、契約件数が 30 万件超かつ★ 2 以下、及び契約件数が 30 万件以下の事業者は、報告様式において公表に関する意向を確認し、公開可能と回答した事業者に限って評価結果を資源エネルギー庁のホームページにて公表される（表 1）。また、エネルギー料金の比較サイト等においても各事業者の取組水準が分かるよう、評価結果を示すロゴ等を表示するなどして、一般消費者がエネルギー小売事業者を選択する際の参考情報として活用されるよう促される。

<sup>3</sup> ここでの「集約」とは情報を同時に閲覧できるという意味で、例えば Web ページ等の電子媒体で情報提供している場合はある画面から特定の画面に直接遷移が可能な状態を指す。

#### 4. おわりに

本制度の結果をエネルギー料金の比較サイト等で表示されることにより、営業戦略的にエネルギー小売事業者に一般消費者の省エネ行動を取るために必要な情報を整備することを促す効果は一定程度期待できると考える。しかし、現状の評価配点は、情報提供の有無による部分が大きく、情報の見やすさ、わかりやすさといった客観的に点数化が難しい情報の質に関する配点は小さい。本制度はまだ始まったばかりで、2022 年度の評価で★4つ以上を取った事業者は約 21% (38 者/183 者) であるが、質を問わず、情報提供を満たすだけでよければ、数年後には★4つ以上を獲得する事業者が大多数となり、それ自体に優位性が無くなってしまふことも予想される。この制度の最終的な目的が一般消費者の省エネ行動促進であるならば、情報のわかりやすさなど質の面での評価に重点をおくことを期待する。最後に★5 評価を受けた具体事例をいくつか紹介する。

- 東京電力エナジーパートナー「お客さまの電気代シミュレーション」

使用量・料金の予測結果だけでなく、顧客情報（使用機器、家族人数、築年数、ライフスタイルなど）を基に実態に合った省エネ情報を提供するため、省エネ行動を誘発しやすいと評価されている。

- SB パワー「アプリのメッセージ機能の活用」

経済産業省が公開している節電方法などをアプリのメッセージ機能を用いて配信し、通常の情報提供（WEB 公開）と比べ顧客が省エネ情報を確認しやすく、省エネ行動を誘発しやすいと評価されている。

表 1 2022 年度の評価結果

評価	小売電気事業者	評価	都市ガス小売事業者	評価	LPガス小売事業者
★5	北海道ガス株式会社 東北電力株式会社 SBパワー株式会社 auエネルギー&ライフ株式会社 京葉瓦斯株式会社 湘南電力株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 ミツログリーンエネルギー株式会社 楽天エナジー株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東邦ガス株式会社 大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社 シン・エナジー株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社 沖縄電力株式会社 その他2者	★5	北海道ガス株式会社 京葉瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東邦ガス株式会社 大阪瓦斯株式会社 関西電力株式会社	★5	—
★4	北海道電力株式会社 株式会社イーネットワークシステムズ 株式会社Looop 北陸電力株式会社 静岡ガス&パワー株式会社 その他1者	★4	静岡ガス株式会社 その他2者	★4	—
★3	日本瓦斯株式会社 その他6者	★3	仙台市ガス局 北陸瓦斯株式会社 日本瓦斯株式会社 広島ガス株式会社 西部ガス株式会社 その他3者	★3	日本瓦斯株式会社
★2	30者	★2	7者	★2	2者
★1	43者	★1	12者	★1	1者
ランク外	29者	ランク外	3者	ランク外	2者
合計	136者	合計	41者	合計	6者

出所：経済産業省の公開データより作成<sup>4</sup>

<sup>4</sup> [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/ranking/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/ranking/)